

稲沢市ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市有料広告掲載に関する要綱（平成19年8月23日施行。以下「要綱」という。）第4条に定める広告の規格等について定めるもののほか、稲沢市ホームページに掲載する広告に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、文字又は画像で表示された情報で、掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクし、別ウィンドウで表示するものをいう。

(広告の種類)

第3条 市ホームページに掲載する広告は、バナー広告とする。

(広告の位置及び枠数)

第4条 広告を掲載する位置及び枠数は、市長が別に定める。

(広告の規格)

第5条 広告の規格は、原則として次のとおりとする。表形式

大きさ	縦70ピクセル×横140ピクセル（固定）
形式	GIF（アニメ不可）・JPEG・PNG
データ容量	30KB以下
その他	画像のスライス（分割）不可

2 前項と異なる規格については別途定めることとする。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

2 前項に定める広告掲載料は、月額とし、掲載期間が1月未満の場合は1月として計算する。

(広告の表現等の制限)

第7条 広告表現について、要綱に規定する事項のほか、ページデザイン、ユーザビリティ及びアクセシビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(禁止表現)

第8条 次の表現を含んだ広告は、利用者の意思に反した動きをしたり、利用者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

(1) 「×」「閉じる」「いいえ」「キャンセル」等のボタン

(2) アラートマーク（「警告」「注意」などあたかも警告を発しているかのような誤解を与えるもの）

(3) ラジオボタン（あたかも選択が可能であるかのような誤解を与えるもの）

(4) テキストボックス（あたかも入力可能な領域があるかのような誤解を与えるもの）

(5) プルダウンメニュー（あたかも下に選択肢があるかのような誤解を与えるもの）

(動画、画像の点滅、切り替わりの禁止)

第9条 動画や、アニメーションGIF等を使用した画像の点滅、切り替わりは、利用者に不快感を与えるおそれがあるため、禁止とする。

(市ホームページとの区別)

第10条 次の表現については、利用者が市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

(1) 市ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの

(2) 利用者が稲沢市の事業であると錯誤しやすいもの

(3) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

(色調)

第11条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第12条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt属性)

第13条 alt属性は「広告:」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

(広告の募集)

第14条 広告の募集は、市が直接募集する方法によるものとし、市ホームページ及び広報いなざわで行うものとする。

(協議)

第15条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第16条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は市長が別に定める。

付則

この要領は、平成20年1月16日から施行する。

付則

この要領は、平成26年12月16日から施行する。

別表(第6条関係)

広告掲載料
月1枠 10,000円(税込み)